

【物品等】令和2年度 宇佐市指名停止措置一覧表

番号	決定日	業 者 名	主たる営業所 の所在地	指名停止期間	指 名 停 止 理 由
1	R2 11/30	東伸エンジニアリング(株)	東京都品川区西五反田 2-29-9	令和2年12月1日 ~ 令和3年9月30日 (10か月)	<p>同社の元取締役が、平成31年2月ごろ、別府市朝見浄水場の機械設備工事の入札に関し、便宜を図ってもらった見返りに、元別府水道局工務課長に現金100万円を渡したとして、令和2年11月16日、大分県警察から贈賄の容疑で逮捕された。</p> <p>別表第2 措置要件3(贈賄・あっせん利得)</p>